

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の8第2項
処 分 の 概 要 : 教習射撃場の指定の解除
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項 (教習射撃場の指定)・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項、第2項 (教習射撃場の指定の解除等)・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条 (教習射撃場の指定の解除)
処 分 基 準 : <p>教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :